

会 議 録

会 議 名	八王子市子ども・子育て支援審議会 第2回給付部会	
日 時	平成25年 10月30日(水) 午後3時00分 ~ 5時00分	
場 所	八王子市役所 本庁舎 502会議室	
出席者氏名	委 員	青木訓行部会長、池永文乃委員、内野彰裕委員、鍛治礼子委員、小林千里委員、塩澤伸久委員、柘澤章次委員(部会長以下五十音順)
	説 明 者	
	事 務 局	小澤篤子課長、久間毅課長、志萱龍一郎課長、秋元政人主査、高野芳崇主査、小池靖信主査、稲田智範主査、井垣利朗主査、村野晋太郎主事 他
欠 席 者 氏 名		
議 題	1 報告・説明 (1) 前回の補足説明 (2) 新制度実施及び中核市移行に伴う新規条例制定について 2 その他	
公開・非公開の別	公開	
非 公 開 理 由		
傍 聴 人 の 数	なし	
配 付 資 料 名	○国・市保育料基準額比較 ○幼稚園からみた新制度 ○新制度における幼稚園の選択肢 ○新制度実施及び中核市移行に伴う新規条例制定一覧 ○最低基準比較 ○東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準比較 ○都内区市町村の新制度実施状況 別冊 ○小規模保育事業について ○地域型保育事業について	
会 議 の 内 容	別紙のとおり	
会 議 録 署 名 人	平成25年12月26日 青木 訓行	

開会

【青木部会長】本日は第 2 回目の給付部会です。次第に沿って進行したいと思います。まず、前回の補足説明を事務局からよろしくお願ひします。

1 報告・説明 (1) 前回の補足説明

【久間保育対策課長】前回の補足説明をします。配付資料の 1 ページを開いてください。保育料の階層別の児童数の分布について資料を用意しました。

ここに掲載されている人数は延べ在籍児童数なので、この数字を 12 で割ると概ねの人数になります。例えば、最下段で延べ在籍児童数が 117,742 人となっていますが、これを 12 で割ると約 9,800 人となりますので、保育所では約 9,800 人の児童をお預かりしていることとなります。生活保護受給世帯の第 1 階層から所得の多い第 26 階層までありますが、第 2 階層の市町村民税非課税世帯の児童が一番多く約 1,020 人です。それとともに、第 1 階層の生活保護受給世帯の児童が約 280 人ということで、約 1,300 人は保育料が免除されています。人数としては第 10 階層から第 15 階層までが多く、合わせて約 4,800 人なので、概ね全体の半数の方がこの階層にいる状況です。最高額の第 26 階層は約 350 人おられます。先ほど約 9,800 人と申し上げましたが、そのうち第 2 子の方は保育料が半額で 1,820 人、第 3 子の方は保育料が無料で 130 人おられます。以上が保育料の現状です。

続きまして、一点ご報告があります。今回、子ども・子育て支援審議会が立ち上がり、専門部会も作られましたが、それに伴い、終澤委員と内野委員のお計らいで、保育園協会さんと幼稚園協会さんにおいても勉強会を立ち上げました。保育園協会さんは「保育政策会議」ということで 9 月と 10 月に開催、幼稚園協会さんは「子ども・子育て新制度勉強会」ということで 10 月に開催しています。その内容は、この部会での議論の報告や、国の子育て会議の進行状況等の共通認識を図るというものです。また、各園からの意見を吸い上げ、ここでの議論の参考にしたいという目的もあります。

先日の幼稚園協会さんの勉強会で出た議論を紹介します。3 ページです。子ども・子育て支援法によって作られる、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等の共通の財政支援の仕組みが掲載されています。ここに施設型給付というのがありますが、これは認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通給付に今後変わっていくという内容を示しています。また、下段には地域型給付というのがありますが、これは小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の 4 つの保育事業を市町村による認可事業とした上で、地域型

給付の対象とするものです。この中で小規模保育というものが新たにできるもので、これは認可保育所定員の下限である20人を下回る保育所のことです。

認定こども園は0歳から5歳の子どもを預かる所で、その中に現行制度を改善した新幼保連携型という類型ができます。幼稚園型は現在2園あり、今後施設型給付に移行していきます。保育所型は現在ありません。地方裁量型は1園あり、セレオ八王子の5階にあるものです。幼稚園は、認定こども園幼稚園型を含み31園、保育所は89園あります。私立保育所は児童福祉法第24条によって、現在とあまり変わらず委託費を支弁することとなり、89園のうち73園となっています。

資料の中で幼稚園の部分を見ていただくと、施設型給付の枠から外れている部分があります。こちらについては2ページ目で説明します。施設型給付の枠から外れている部分は、「応諾義務を受けない申し出をすると、今ある私学助成が継続できるということになる」ということを示しています。応諾義務とは、「利用の申し込みを受けたときに、正当な理由がなければこれを拒んではならない」というものです。今は各幼稚園が入園の選考をしており、園の方針に沿った方を入園させていますが、今回応諾義務を受けることによって、正当な理由がなければ入園を拒めないということとなります。正当な理由というのは3つあり、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申し込みがあった場合、③その他特別な事情がある場合です。②の場合は選考の必要が生じます。③の特別な事情というのは現時点で国の会議でも議論されていますが、「特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受け入れ能力・体制との関係、利用者による利用者負担の滞納との関係等について慎重に整理する必要がある」と言われています。

選考については「国が定める選考基準に基づいて行い、選考方法についてはあらかじめ明示しておくこと」また、「特別な支援が必要な子どもを受け入れる体制が整っている場合は、優先的な選考が必要ではないか」という議論も勉強会でされています。

また、幼稚園の上乗せ徴収についても話題になりました。これを整理すると、現時点で国において論点として挙げられているのが、実費徴収に限度を設けるかどうかということと、徴収の額や理由を明示するかどうか、ということです。これに対して全日本幼稚園連合会さんからは、「市の独自性を尊重するという観点から、柔軟なものにしていただきたい」という意見が出ています。

参考としてですが、現時点で国からは、「特別な教材費、制服代等については実費徴収を認めること」、「低所得者については上乗せ徴収を免除すること」、「国が定める基準に基づ

く学校教育・保育以外の活動、例えば体操教室や英語を特別に行う場合は、選択できる旨と利用料額の説明をあらかじめ行い、利用者の了解を得た場合に、費用の徴収が可能であること」、以上のことが示されています。

次に 4 ページです。新制度移行後の幼稚園における選択肢は、ここに書いてあるものに分かれます。現行通りの幼稚園を継続していく場合は私学助成となり、これについては今まで通りとなります。何が違うかという、表頭の 1、2、3 号認定というものであり、これは施設型給付を受けるためにお子さんが認定を受けるというものです。

例えば、施設型給付に幼稚園のまま移行した場合、3 歳児のお子さんは 1 号認定を受けることとなります。

幼稚園型認定こども園は、3 歳児未満を持つ園と持たない園の 2 つのパターンに分かれます。3 歳児未満を持たない場合は 1、2 号認定に定員を設定することとなります。その下が 3 歳児未満を持つ場合で、3 歳児未満は基本的に 3 号認定を持った方でないと入れないこととなります。横の表を見ていただき、例えば 0 歳 10 人、1 歳 40 人、2 歳 40 人と定員を持っていたとすれば、当然 3 歳以上になってもそのお子さんはいらっしゃるの、そのまま 2 号認定のお子さんが 40 人ずつ、そして 1 号認定の方が 20 人ずつということになります。このグレーに塗った部分は市が利用調整をする部分になり、保育園と同じように市に申込みをして、その中で優先度が高い人が入園するという形になります。以上のところが大きな変化です。

そのほかに、幼保連携型認定こども園にも移行可能で、これはパターンが 4 つあります。全て市に申込みをして保育所と同じように入園するものには、3 歳児以上のみを持つもの、3 歳児未満も持つものがあります。それとは別に 1 号認定と 2 号認定の両方を持って定員構成するものと、1、2、3 号認定の 3 つを持つという選択肢もあります。

幼稚園型認定こども園と幼保連携型認定こども園の違いですが、幼保連携型認定こども園は幼稚園と保育園が合わさった施設ですので、保育園と同じように 11 時間開所、土曜の開園もしなければならぬ見込です。市内にある幼稚園型認定こども園の例では、概ね 11 時間の開所はしていますが、それ以上の延長保育は行っておらず、土曜日の開所もしていません。また、今後 3 号認定を持つようになる幼稚園型の事例では、今現在 3 号認定の欄にいる 3 歳未満のお子さんを 75 人お預かりしていて、そのうち 15 人の保護者は仕事をしていません。そうすると、その方々は認定が受けられないことになるので、その 15 人の方が今後どうなるのか分からないというところ。ただ、三法が成立したときの附帯決議

の中では、幼稚園型認定こども園の認可外保育所部分については配慮することとされているので、どのような配慮をするか、今後議論されるところです。ここまでが幼稚園の勉強会で話題になった部分です。

1 報告・説明 (2) 新制度実施及び中核市移行に伴う新規条例制定について

【久間保育対策課長】続きまして、条例についてです。これは審議会に諮問された3つのうちの1つで、子ども・子育て支援新制度に伴う、施設等の認可運営の基準の在り方について、ということで諮問されています。今後作っていかねばならない条例は、資料の5ページに掲載している計10本です。特にこの部会に関連するものが、7、9番以外のもの全てになります。

4番「家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」、6番「幼保連携型認定こども園の許可基準に関する条例」、8番「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」は、それぞれの保育施設の認可基準を定めるものです。3番「特定教育・保育施設の運営に関する基準条例」、5番「特定地域型保育事業の運営に関する基準条例」は、給付に関する条例で、認可基準を作った上で、施設の運営に関する基準条例を作ることです。このように、保育所の認可等に関する条例と給付に関する条例の、計6本の条例を作ることになります。

このほか、1、2番の審議会の設置であるとか、9番の母子福祉貸付条例も作る必要があります。また、ここには書いていませんが、利用者負担、支給認定、これらについても条例等で定めることとなっています。条例等ということで、規則で定めることも可能です。現在、八王子市の保育料は規則で定めています、町田市は条例で定めています。このほか、公私連携型認定こども園というものを作るとなると、それについての議決が必要となりますし、幼保連携型認定こども園については、教育委員会の意見を聞く規則等も定めることとなります。

話を戻しますが、8番「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」について、7ページをご覧ください。これは東京都で定めている条例です。これまで国が定めていたものを平成24年4月から都道府県、もしくは大都市が定めることになりました。都道府県は児童福祉施設全般に関する基準を定め、大都市と言われる政令指定都市、中核市は児童福祉施設の中から特定児童福祉施設である、助産施設と母子生活支援施設、保育所についてのみ基準を定めることになりました。新制度への移行時期が、八王子市が中核市になる時

期と同じなので、助産施設、母子生活支援施設、保育所の条例についても、八王子市では定めることとなります。

次に 6 ページで、現行の基準についてお示ししています。ここで最低基準と言われているものが認可基準と等しいと思ってください。まず保育室の面積等では、国で定めている最低基準に対し、都の条例では乳児室について手厚い基準とし、それ以外は国と同等という基準を定めています。

保育士の配置は、国と都で同様の状況となっています。一方で八王子の今の運営状況ですが、定員が 6 人以上である 0 歳児保育室について、国や都より面積を広く確保するように誘導しています。また、保育士の配置ですが、1 歳、4 歳、5 歳児について、国、都の基準以上にしている状況です。ただし、三法成立時の附帯決議によって、3 歳児を中心として職員配置の見直しが求められている状況ですので、ここに関しては国基準が変わると想定されます。

これを見ていただき、現行の東京都の基準を下回ることはできませんが、改めて八王子市がどういった基準を作るかということ、ここで議論していただきたいと思います。

資料 1 に移ります。新しい保育制度について、国がどういう基準を作っているかということ、簡単に説明したいと思います。地域型保育事業のうちの小規模保育事業という 20 人以下の定員の保育所についてです。

4 ページです。小規模保育事業については、パターンが 3 つあります。1 つ目は A 型という保育所の分園に近いもの、2 つ目は C 型という家庭的保育のグループ型小規模保育に近いもの、3 つ目が B 型というその中間のものです。この 3 つの類型については既に決定されています。

次に 5 ページです。小規模保育事業の認可基準についてですが、これは国が定める基準を踏まえ、市町村で条例を策定する必要があります。

続いて 6 ページです。A 型の分園型、B 型の中間型、C 型のグループ型と 3 つの類型が作られる中で、職員数の欄をご覧ください。職員数について、A 型と B 型は同じ基準です。C 型は若干違いますが、現行通りの基準です。

次に 7 ページです。職員数についての対応方針ですが、国は A 型 B 型の 1、2 歳児について、児童数に対する職員数の割合を、現行の保育所における国の最低基準と同様の 6 : 1 とした上で、保育に従事する職員を 1 人追加することを求めるとしています。これを八王子市では、現在 1 歳児を 5 : 1 にしていますが、この基準を踏まえて 5 : 1 とするのか、国

の基準に合わせて6:1にするのか、というところも議論をしていく必要があります。

次に10ページの面積基準についてです。こちらについても何平方メートルにするかという議論をしていくところです。国の対応方針は11ページの下のとおりです。

そのほかに12ページは園庭についての基準、13ページは給食についての基準、17ページは建物の耐火基準、19ページは連携施設についての資料です。

次に資料2です。小規模保育以外の地域型保育について、3ページで家庭的保育事業等の認可基準の概要が、4ページで現状が示されています。次に5、6ページで論点と対応方針案が示されております。家庭的保育者に対しては、現行制度と同様というところで話が進んでいます。また、家庭福祉員1人だと3人のお子さんが見られて、そのほかに家庭的保育補助者を1人足すと5人のお子さんが見られるということになっていますが、食事時間帯の対応や、保育の中身の違う異年齢の子どもを同時に保育する場合があることから、お子さんが3人以下の場合でも配置に配慮して、公定価格の議論の中で検討してはどうか、ということが示されています。

続いて8ページは事業所内保育です。対応方針案としてですが、事業所内保育は定員が何人以上何人以下という定めがないので、利用定員が19人以下の場合は小規模保育事業との整合性を図っていくべき、また、利用定員が20人以上の場合は認可保育所と整合を図っていくべきだと言われております。

続いて10ページです。居宅訪問型保育事業、いわゆるベビーシッターさんについても議論されています。現状ではベビーシッター資格認定制度というものがあるのですが、対応方針案として、家庭福祉員と同様の研修が必要ではないかという議論がされています。

そのほかに11ページには面積基準、15ページには給食についての議論が記載されています。これらが出揃い次第、条例を定めることとなります。私からの説明は以上です。

【青木部会長】 ここまでで質問はありますか。

【小林委員】 ベビーシッターさんは個人契約なのですか。ここにも市は制度を作っていくのですか。

【久間保育対策課長】 今までは公費が入らず個人契約でしたが、これからは地域型保育給付の対象になります。

【青木部会長】 消費税が平成26年度から上がるということで、それに合わせてサービスを充実させていかなければならず、また八王子市は中核市移行もあり、決めなければならないことがたくさんあります。新制度は平成27年度から始まりますが、柘澤委員、何かご質

間等ありますか。

【柘澤委員】保育園協会では、まだ議論の最中で結論は出ていませんが、心配だという意見は多いです。今後は、区市町村がどういったビジョンを持って子育てに向き合うかということで、区市町村格差は顕著に表れてくると思います。

【青木部会長】実際運営に携わると、人数や面積等の基準があっても、保育士の資質の違いもあり、全て基準通りで、ということに対しては心配事もあると思います。しかし、このような基準で色々なことが決まっているということ、また、色々な課題があり、部会・審議会で決めることは多いということをご理解いただきたいと思います。

また、新制度の実施及び中核市移行に伴う新規条例制定についてご説明いただきましたが、現時点では特にご質問がないようなので、またあとで質問を受けたいと思います。

【久間保育対策課長】先ほど認可基準の条例を作るという話をしましたが、国は来年の6月議会に上程するよう、求めています。6月議会に上程するということは、4月の段階でできていないととても間に合いません。ということは、これから基準が足早に示されて2月にかけて議論していくこととなり、大変忙しくなりますが、よろしく願います。

2 その他

【青木部会長】それでは、その他の案件について事務局から説明をお願いします。

【事務局】今お配りした資料はニーズ調査についてのものです。前回は資料をお示ししましたが、今回のものが最終形となります。これを明後日もしくは週明けに発送する予定です。調査対象ですが、0歳から5歳まで、年齢・地域に偏りが無い形で4,800人を無作為抽出して、アンケート調査を実施します。締め切りは11月20日です。それから集計し、できるだけ早い段階で審議会、部会に結果をお示したいと思います。

次に部会資料の15ページ、子ども・子育て支援新制度の実施状況についてです。これは東京都が区市町村を対象にアンケートを実施したもので、10月1日時点の集計結果が示されています。ニーズ調査は実施済みが9団体、今後実施予定が49団体です。調査対象は、国から必須と言われているのが0歳から5歳で、それ以外は任意となっていますが、ほとんどの自治体で小学生も対象にしています。八王子市は今回0歳から5歳での実施ですが、今後小学生に対しても、もう一度ニーズ調査をしたいと思っています。その内容は今後部会に資料を提示していきたいと思っています。

次にニーズ調査後のスケジュールについてですが、単純集計完了時期は12月が一番多く

28 団体で、八王子市も 12 月で速報値を集計しようと思っています。

今回のニーズ調査を踏まえた量の見込みの算出時期は、2 月、3 月を予定しています。さらに、量の見込みをこの様な部会に提出する報告時期は 3 月が一番多いという状況です。

計画策定にあたっての検討事項として、まず区域の設定については、前回の部会の中で八王子市は 23 区域ということで提案しました。この調査結果では、行政区域を基本とするものが 17 団体、中学区小学区が 8 団体となっています。この調査は不明確な点があり、保育なのか、学童なのか、他の事業なのか、という定義されておりませんが、おそらく保育についての区域だと思います。中には市区を全域で 1 区域として捉える団体が 12 団体あります。八王子市はその他に区分され、23 区域となっています。

次の就学前児童人口の推計方法ということですが、多くの団体は自治体の人口推計を使用ということで、30 団体あります。八王子市については、児童人口、保育に関わる 0 歳から 5 歳の人口推計は検討中です。市全体の人口推計については別の部署が算出しているのですが、0 歳から 5 歳の数字だけ切り抜いては使えない資料になっていますので、別途検討している最中です。

子ども・子育て会議の開催状況については、他の区市町村に比べて回数としては多い状況です。

次のページからは各区市町村の各項目についての回答です。八王子市については 17 ページに掲載されていますので、ご覧いただければと思います。私からは以上です。

【青木部会長】何か質問はありますか。特にないようなので、事務局からの説明は以上とします。あとは疑問点等についてフリーディスカッションとしたいと思います。

【小澤子どものしあわせ課長】審議会とは別ですが、市から情報提供いたします。11 月は児童虐待防止推進月間です。平成 16 年に、栃木県で問題を抱えた家庭への関係機関のフォローが十分でなく、2 名の子どもが命を落としてしまった事件がありました。こういった痛ましい事件が二度とないように、11 月にそのことを思い出して、オレンジ色のリボンを着けてみんなで虐待防止に取り組む、というオレンジリボン活動が始まりました。八王子市ではオレンジリボンを職員全員が着けて、みんなで意識を高めて取り組むことにしています。また、児童虐待防止のイベントをセレオ八王子で、公用車には「ストップ児童虐待」というマグネットを掲示します。いちようまつりでも意識啓発を図ろうと思っています。

また、11 月 21 日には養育家庭体験発表会を行います。養育家庭とは、虐待等を受けて親のところで過ごせない子どもを、18 歳まで一般の家庭で面倒を見る、という家庭のことで

す。こういった家庭の方達が、どんな体験をして子どもを育てているのかをお話することで、養育家庭をご理解いただき、応援する方を増やすこと、里親さんになる方を増やすこと等を目的として発表会をします。発表会に引き続き、もう一つ、障害があるがゆえに虐待を受けている子どもや、虐待により障害がひどくなった子どもにどの様に関わっていけばいいのか、というテーマで大学の先生に講演をいただく、このような催しを考えています。もしよろしければ足をお運びいただければと思います。

【青木部会長】子どもたちにとっての利益を考えるにあたり、基本である虐待防止のキャンペーンを行うということです。21日の発表会は自由参加ですか。特に予約はいらないのですか。

【小澤子どものしあわせ課長】はい。虐待を受けている子どもたちは、子どもたちの中の一部なのだと思います。ただ、どこの家庭でもあり得ることなのだと思います。早く見つけて早く対処していきたいので、ご協力をお願いします。

【青木部会長】ここまでたくさんのご説明をいただきましたが、今日は説明を聞く、という形でよろしいですか。結論までは出ないにしても、ある程度の方向性を決めますか。

【事務局】今日の段階では、まだ我々も情報が足りない部分もあり、結論までは難しいと思います。次回開催のときには条例の内容について詳細な資料を提示したいと思います。また、1月には本審議会を開き、両方の部会の進捗報告をしたいと思います。1月になれば国からももう少し情報提供があると思います。

また、今は保育園、幼稚園、学童を主な議題にしていますが、それ以外にも決める内容はたくさんあります。それについても1月の審議会で説明します。今年度は事業計画を作る内容や条例など、固い話が多いかと思います。そのあとすぐに、新しいこども育成計画を策定するための色々な事業の組み立て、八王子市としての子ども育成の理念、基本方針、その様な議論をしたいと思います。

【青木部会長】条例についての話は難しいかもしれませんが、こども育成計画に関することですと、ご自身の子育てを通じた意見も言いやすいと思うので、市民委員の方も参加しやすいのではないかと思います。池永委員、何かご意見ご質問等ありますか。

【池永委員】まず、これだけのことを市や国が行っていることに対しては頭が下がる反面、とても難しいと思いました。子どもたちを預ける場の幅を広げて、母親も働くなり、自分の時間を有効活用して家庭が上手くいく、という方向に進めていくことが念頭にあると思いますが、ここで聞いていて選択肢が広がったのは分かります。しかし、何々型と案とし

て出ているものがとても分かりにくいので、幅が広がった分、市民の理解が不十分だと、選択肢をうまく使えないということも考えられます。例えば子どもが1歳になったら働きたそう、園を探そうといった場合に、これだけの幅があると分かりにくく、4月までと時間が限られた中で、理解が不十分なまま選ぶと、ニーズが偏ってしまったり、うまく利用できなかつたり、ということも考えられます。ですから、実際に市民に関わる時に、誰もが同じように仕組みが分かるパンフレットのようなものがあると、親もとても助かるし、この制度が活かせると思います。あかちゃん訪問や健診、子ども家庭支援センター等を活用してもいいと思います。

【青木部会長】もつともだと思います。選択肢があるほど迷うもので、わかりやすい勉強会やパンフレットがあるといいと思います。

【池永委員】妊婦のときからそういったことに気づいておいて、意識を持っておくといいと思います。

【青木部会長】塩澤委員、日頃感じていること等なんでも結構ですが、何かありますか。

【塩澤委員】私達の連合の立場としては、八王子市は広く色々な立場の方がいらっしゃると思うので、子どもがいる働く女性が、いかに子どもを入園させやすい環境作りができるかが重要だと思っています。私達は、いかに労働者が子どもを安心して預けられて、いかにそこで働く保育士が働きやすいか、両者にとって良い制度にしなければならないという立場で、この会議に参加させてもらっています。当然窓口が多いほど、利用者からすれば分かりにくい部分が出てきますので、フォーラムやいちょうまつりのときなどに、座学ができればいいと思います。そうした交流は、新制度の土台づくりという部分で必要なのではないかと思います。

また、できれば資料は事前送付していただけるとありがたいと思います。私自身、本件については専門家でなく、分からない部分が多いですし、言葉や制度がどういうものか勉強しなければなりません。事務局には負担がかかりますが、メールなり郵送なりで事前に資料を送付いただくと、1回読み取りをさせていただいてからこの場に立つことができ、ある程度構えた状態で会議に入ることができます。新制度ということで、皆さん分からないところから始まるので、分からないまま進んでしまうといけないと思います。

【青木部会長】たしかに資料が多いと、当日配付では十分な理解や議論が難しい部分もあります。全部は難しいかもしれないですが、多少でも事前にお知らせいただければ、ある程度調べておくことも可能で、そうした気構えで会議に参加できると思います。内野委員、

何かありますか。

【内野委員】ニーズ調査票について、国のサンプルから変更した点はありますか。

【小澤子どものしあわせ課長】言葉を分かりやすくするといった調整はしましたが、何かを大きく変えたということは特にはありません。21 ページ以降については、こども育成計画の策定を見据えて市で設問を加えた部分となります。

【内野委員】情報の入手方法についての設問もありますね。子どもが生まれてからだと忙しくなるので、妊娠中の方が情報を得やすいと思いますが、子育てガイドブックを渡すタイミングはいつだったでしょうか。

【小澤子どものしあわせ課長】妊娠届を出してもらうときに、お渡ししています。ただ、現行の子育てガイドブックの中では新制度については特に説明していません。調整が必要ですが、パパママクラスでの情報提供も有効かもしれません。

【青木部会長】柘澤委員、いかがですか。

【柘澤委員】私は東京都の委員もやっています、先日、東京都の第 1 回目子ども・子育て会議に参加しました。都では産前から学童期までの計画を作ることと、その整合性をとっていかなければいけないということと、支援計画・実施計画をどうするかということも重要です。

八王子市は新制度の実施と中核市への移行時期が一緒なので、新制度に関連して決める部分と、中核市に関連して決める部分があります。最低基準の比較という話も出ましたが、2 年前、東京等の待機児が多い区市は、平成 26 年の 3 月まで時限的に、最低基準を独自に決めていいということになりました。そのときに、子どもを育てる環境に都会と田舎で差があっただけなのか、東京だから、地価が高いから狭くていいのか、という話が出ました。これは難しい問題です。その様な中、一時、ある程度狭くしてもいいのでは、という話が出ました。都では 25 の区市が該当になったのですが、都は区市町村に対して、3.3 m²であった基準を年度途中からは 2.5 m²にしてもいい、という条例を作りました。しかし、その部分に手を付ける区市はありませんでした。

先ほど最低基準の比較がありましたが、中核市になれば、国の基準を下回らない中で独自に決めることはできるのですが、ではどうしようかといったときに、我々が考えなければならないこととすれば、国基準でいいのか、あるいは、より広いスペースを必要とするのか、ということです。理論的に 1 歳児は 4.1 m²という形で出ているのですが、そのときに議場で話題になったのが 3.3 m²にした理由はなにかということです。その合理的根拠を示せ

と言われたのですが、3.3㎡というのは終戦後間もなくできた最低基準でやってきているので、「少なくとも今まで事故はない」という話をしなければならなくて、認証保育所についても「2.5㎡で10年間やってきて事故はない」という話になりました。しかし認証保育所では2.5㎡で常態化して保育をしているわけではなくて、現実的には3.3㎡で運営しているところが多いようです。そういった目線で見たと、子どもたちが狭い中で生活を強いられる環境はどうか、八王子市が今後、どういうビジョン、理念を持って子育て家庭に對峙していくのか、ということが問われてくるのが新制度、中核市であると思います。ですから、面積基準を決めるときに、あえて国の3.3㎡という基準に上乘せをして、5㎡を市の最低基準とするとか、配置基準については、1歳児について5:1ではなくて4:1や3:1にするといったことも考えられます。3歳児に関しては、20:1の配置基準を、先駆的に15:1にしている自治体が地方にもあり、地方の方が進んで条例を作っている例もあります。今後八王子市が基準を作る上で、八王子市のスタンスが問われてくる部分があるということです。広ければ広いに越したことはないし、人数も多いに越したことはないのですが、表の部分と裏の部分を、よく吟味して決めていくことが大事だと思います。

しかし、どういう人がどういう施設を使えるのかというのを精査していくと、全て認可保育所や幼稚園で担わなくても大丈夫、という形が見えてきます。ただ、ここで注意したいことがあります。昔は保育士資格等を持っていないと家庭福祉員になれなかったのですが、今は子育て経験をして、市の研修を受ければなれるということになっています。今のところ問題なく上手くいっていますが、この部分で家庭福祉員の保育の質が問われる、ということです。大量生産的にやってしまうと、密室育児で問題が出ることもありますし、サポート体制がしっかりしていないと家庭福祉員さんが詰まってしまう。認可保育所では小規模保育に敵わない部分もあるので、役割分担をしっかりとすること、そこを担う人へのサポートを考えないといけません。小規模保育で、何でもやりやすい形の中でやっけてしまい問題が出たら困ります。

また、事業所内保育はビジネスチャンスの一つかもしれませんが、しっかりとした保育の質が担保できるような制度にしておかないと、作っていったときに心配事が増えてしまいます。現在も議論の最中ですが、今のところその辺が心配なところです。

【青木部会長】確かに待機児が発生している現状において、多少床面積を減らしてもという話も分かりますが、一人当たりの面積基準について、その根拠も難しいですね。

【池永委員】認可保育所に入れなかった場合、「残念」という気持ちがあつて次の選択肢に

っている親が多いと思います。せっかく枠を広げて、自治体でサポートして小規模保育施設をカバーするのですから、自治体と親との間の温度差を無くして行ってほしいです。そうすれば、入る側としても、「保育園入れなかったから」ということではなく、「うちは時間の都合でこっちがいい」、「行事も少ないから負担が少なくてこっちがいい」と、子育ての気持ちがいい方に向くと思います。マイナスイメージではなく、「これが自分にあった保育なんだ」という自信になります。家庭福祉員の話もありましたが、保育ママというと、幼稚園教諭や保育士に対する「先生」というイメージと差を感じます。しかし保育ママに対して、先生方と同じイメージを持てるようになれば、それを選ぶ親にとっていいと思うし、職業として子育てを勉強している学生にとっても、将来の選択肢として広がりを持つると思います。働く方も預ける方も自信が持てる、このことが子どもの安心や喜びにつながればと思います。

【青木部会長】ありがとうございます。

【久間保育対策課長】一点ご説明があります。新制度の中で利用調整というものが新しく始まります。現在は保育園のみが市に申込みをして、他は直接契約なのですが、それが全部市に申込みするようになります。保育所を第一希望、保育ママさんを第二希望、というような申込みができるようになります。

【柘澤委員】今も保育ママさんの少人数での保育環境を求めて入る人はいます。保育所に入れなかったから、という形だけではないと思います。今後、とある区域で待機児が20人発生したとすれば、大きい施設は作らずに、小規模保育施設で需要が補えるということになります。あとは保育園の連携保育所になるときに、育児経験と研修だけでは専門的な保育指針を理解しきれない部分もあるので、さらなるスキルアップも今後必要となります。保育園としても、保育ママさんのサポートをする、という意識を持たなければなりません。

【内野委員】うちの職員にも、あえて小規模保育を選んだという人がいます。それが家族に合っていたということです。幼稚園などの集団ではできない接し方が小規模保育では存分にできて、うらやましいと思うことはたくさんありますし、望んで選ぶ方がいるのも分かる気がします。ある意味、世界基準で見たら日本の幼児教育・保育の人数は多すぎます。日本がアジアの中で先端を走っているのであれば、せめてアジアの中で一番恵まれた環境にするべきであって、グローバルな視点で子どもにとっての最善の利益を考えることも必要だと思います。市としても、協議するときはそのことも念頭に入れて基準を考えていった方がいいと思います。

【柘澤委員】ワークライフバランスの話になりますが、ファミリー・サポート・センター事業が伸び悩んでいる現状があります。ファミリー・サポート・センター事業では突発的な状況に対応できるので、これが後ろ盾としてしっかりあればと思います。登録はしていても、その時間はやっていないなど、登録と提供のミスマッチがあります。その部分で上手く整合性が取ればワークライフバランスにつながると思います。

【青木部会長】小林委員、何かありますか。

【小林委員】今後量の見込みを調査されるということですが、今後は需要に対して色々な形態を均等に増やすのか、保育園や認定こども園を重点的に増やすのか、全体的なバランスはどうなるのかな、と聞いていて思いました。色々な方法があると思いますが、見込みを出した後、この部分を強化するといったイメージがまとまり、選択肢がまとまってくると、お母さん方も分かりやすいのかなと思いました。今後条例も策定していくということで、最終的に市がどうしていきたいか、その芯の部分を共有できれば、検討していきやすいと思いました。

【青木部会長】ありがとうございます。新制度と中核市で決める事が多く大変ですが、原点は子どもにとって最善の利益ということを念頭に置いておきたいと思えます。

皆さん資料をもう一度読んでいただき、次の部会でご意見を聞きたいと思えます。それでは副部会長から総括をお願いします。

【鍛冶副部会長】お疲れ様でした。難しい最低基準の話が出てきましたし、また、たくさんの方の事業を自治体で実施していて、とても難しい、大変だという印象を持たれたかと思いますが、次回までによく資料を読んでいただきたいと思えます。

条例のイメージは東京都のものとあまり変わらないと思えます。新しくできる制度はよくしていかなければなりません。しかし、ものすごくよくなると、現時点で運営しているところはやりにくいということがありますし、また、根拠もはっきり分からない部分があるので、最低基準の落とし所は、「ものすごくよくはない」、「ものすごく違うものを作ることはならない」ということになると思えます。その共通理解を持てれば、もう少し議論が進むように感じました。国や都でも議論中なので、柘澤委員に情報提供していただきながら議論を進めていければと思います。

【青木部会長】最後に小澤課長から何かありますか。

【小澤子どものしあわせ課長】皆さんありがとうございます。新制度はとても難しく分かりづらいと思えますが、一緒に勉強させていただきたいと思えます。今の段階では難し

い話を市からしていますが、今後子ども育成計画を作る際は、みなさんからお知恵を拝借しながら一緒に検討していけることも多いと思いますので、よろしくお願ひします。